

中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要領

平成5年4月1日付5構改D第209号
最終改正 令和5年4月3日付4農振 第3390号

農村振興局長

第1 趣旨

中山間ふるさと・水と土保全対策事業（以下「保全対策事業」という。）の実施については、中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱（平成5年4月1日付け5構改D第213号農林水産事務次官依命通達。以下「要綱」という。）によるほか、この実施要領の定めるところによるものとする。

第2 事業の内容等

1 要綱の第3の1の「農村振興局長が定めるところ」とは、次のとおりとする。

- (1) 事業実施年度において、運用益として見込まれる額（以下「運用益予定額」という。）が事業実施前年度の3月末日の基金元本の額（以下「前年度元本」という。）の5%の額（以下「平準化運用基準額」という。）を下回る場合にあっては、平準化運用基準額から運用益予定額を差し引いた金額を上限として基金元本の一部を、保全対策事業の実施に係る経費に充てることのできるものとする。
- (2) (1)の場合以外であって、前年度元本が、要綱第3の1の(1)により平成9年度末までに当該都道府県が基金の造成に要した経費の合計額（以下「造成総額」という。）を下回る場合にあっては、運用益予定額から平準化運用基準額を差し引いた金額（以下「余裕額」という。）を下限として、運用益の一部を基金の造成に充てるものとする。ただし、これによる造成後の基金元本の額が造成総額を上回ると見込まれる場合には、造成総額から前年度元本を差し引いた額を持って余裕額とすることができるものとする。

2 要綱第3の2の「中山間地域及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域」とは、次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む市町村の区域とする。

(1) 「中山間地域」とは、次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む市町村の区域をいう。

ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の

区域とみなされる区域を含む。)を含む。)

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

ウ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

オ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域

(2) 「これらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域」とは、(1)以外の地域であって、市町村が行う土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要な農地の機能を維持保全するための地域住民の活動の促進に関する措置（以下「地域住民活動促進措置」という。）がなされている市町村の区域をいう。

3 要綱第3の2の「これと一体的に保全することが必要であると認められる農地」とは、土地改良施設の公益的機能の良好な発揮に資する農地又は利活用を通じた保全を土地改良施設と一体的に行う必要があると認められる農地をいう。

4 要綱第3の2の(1)の「土地改良施設及び農地の機能の強化・保全に関する基本的対策」は、次の事項について定めるものとする。

(1) 土地改良施設又は農地の強化すべき機能に関する事項

(2) 地域住民活動に関する事項

(3) 土地改良施設及び農地の整備及び環境整備に関する事項

(4) その他必要な事項

5 要綱第3の3の(1)の「基金元本の増減の計画、運用益の収入及び支出の計画並びに事業実施に係る経費の支出の計画」の作成は、別紙様式第1号によるものとする。

6 要綱第3の3の(2)の「基金元本の増減の計画、運用益の収入及び支出の計画並びに事業実施に係る経費の支出の計画の変更」は、別紙様式第2号によるものとする。

第3 指導推進

要綱第5の「局長が別に定める事業等」とは、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記3の別表3の1の第1の1（6）及び2の第1の1（1）に基づき実施する事業及び地域住民活動促進措置とする。

第4 実績の報告

要綱第6の「実績報告書」は、別紙様式第3号によるものとする。

第5 基金の返還等

都道府県は、保全対策事業の目的を達成した等の場合、又はその他の理由により保全対策事業の必要性が認められなくなった場合には、国と協議を行い、基金を廃止し基金残額における国費相当分を国庫に返還するなどの措置を講ずることとする。

また、国は、保全対策事業に「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」3の（4）アを準用し、使用見込みが低いと判断される場合には、都道府県と協議を行い、当該残額における国費相当分の一部を納付させることがあ

る。

附 則

この通知は、令和3年4月16日から施行する。

農林水産大臣 殿

都道府県知事名

年度中山間ふるさと・水と土保全対策事業基金元本増減及び事業実施に係る経費等の計画について

標記について、中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱第3の3の(1)の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

別紙のとおり

別紙

1. 基金元本増減計画

(単位：円)

区 分	前年度末までの基金元本	当年度の増額計画	当年度の減額計画	合 計	備 考
合 計					

2. 運用益の支出計画

(単位：円)

当年度運用益見込額			備 考
	基金元本繰入	当年度支出額	

3. 事業実施に係る経費の支出計画

(単位：円)

区 分	前年度予算額	当年度予算額	増減額	算出基礎
合 計				

4. 添付書類

事業主体の当年度収支予算書（ただし、補助金交付申請書の提出年度においては不要）

(注)

- (1) 1の「当年度の増額計画」の欄は、県費による積み増し予定金額あるいは、運用益のうち基金元本に繰り入れる予定の金額を記入。
- (2) 1の「当年度の減額計画」の欄は、基金元本から取り崩して使用する予定の金額を記入。
- (3) 2の「基金元本繰入」の欄は、運用益のうち基金元本繰入予定の金額をプラス表示にて、基金元本取り崩し予定の金額をマイナス表示にて記入。
- (4) 2の「当年度支出額」の欄は、「当年度運用益見込額」を「基金元本繰入」で減じたものを記入。

(5) 3の「算出基礎」の欄は、事業内容を簡潔に記入。

農林水産大臣 殿

都道府県知事名

年度中山間ふるさと・水と土保全対策事業基金元本増減及び事業実施に係る経費等の計画の変更について

年 月 日付け第 号で提出した標記計画を下記のとおり変更したので、中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱第3の3の(2)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

別紙のとおり

別紙

1. 変更理由

2. 変更に係る基金元本増減

(単位：円)

区 分	基金元本増額計画		基金元本減額計画		備 考
	旧増額計画額	新增額計画額	旧減額計画額	新減額計画額	
合 計					

3. 変更に係る運用益の収支計画

(単位：円)

運 用 益		基金元本繰入額		当年度支出額		備 考
旧見込額	新見込額	旧計画額	新計画額	旧計画額	新計画額	

4. 変更に係る支出計画

(単位：円)

区 分	旧計画額	新計画額	算出基礎	備 考
合 計				

5. 添付書類

事業主体の当年度収支予算書（変更がある場合に限る。）

(注)

- (1) 2の「基金元本増額計画」の欄は、県費による積み増し予定金額あるいは、運用益のうち基金元本に繰り入れる予定の金額を記入。
- (2) 2の「基金元本減額計画」の欄は、基金元本から取り崩して使用する予定の金額を記入。
- (3) 3の「基金元本繰入額」の欄は、運用益のうち基金元本繰入予定の金額をプラス表示にて、基金元本取り崩し予定の金額をマイナス表示にて記入。
- (4) 3の「当年度支出額」の欄は、「運用益」を「基金元本繰入額」で減じたものを記入。
- (5) 4の「算出基礎」の欄は、事業内容を簡潔に記入。

農林水産大臣 殿

都道府県知事名

年度中山間ふるさと・水と土保全対策事業基金元本増減及び事業実施に係る経費等に関する実績報告

標記について、中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱第6の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

別紙のとおり

別紙

1. 基金元本増減

(単位：円)

区 分	前年度末までの基金元本	当年度の増 額	当年度の減 額	合 計	備 考
合 計					

2. 運用益の支出

(単位：円)

当年度運用益実績額			備 考
	基金元本繰入	当年度支出額	

3. 事業実施に係る経費の支出

(単位：円)

区 分	当年度予算額	当年度実績額	増減額	算出基礎
合 計				

(注)

- (1) 1の「当年度の増額」の欄は、県費による積み増し金額あるいは、運用益のうち基金元本に繰り入れた金額を記入。
- (2) 1の「当年度の減額」の欄は、基金元本から取り崩して使用した金額を記入。
- (3) 2の「基金元本繰入」の欄は、運用益のうち基金元本繰入金額をプラス表示にて、基金元本取り崩し金額をマイナス表示にて記入。
- (4) 2の「当年度支出額」の欄は、「当年度運用益実績額」を「基金元本繰入」で減じたものを記入。
- (5) 3の「算出基礎」の欄は、事業内容を簡潔に記入。